

■「ご存じですか? 児童扶養手当と特別児童扶養手当」
(健康福祉課)

【児童扶養手当】

父親と生計をともにしていない児童を養育している方に対し、支給される手当です。

- 支給の対象となる児童
- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父が死亡した児童
- ・父が一定の障害の状態にある児童
- ・父の生死が明らかでない児童
- ・父が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父が引き続き1年以上刑務所等に拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

※ただし、公的年金(例えば障害者年金や遺族年金)及び遺族補償を受けることができるなどの場合には手当を受ける資格がありません。

- 手当の額
月額41,720円
- (対象児童一人全部支給の場合) 児童数により加算があります。また、受給資格者及び同居の家族等の所得により手当の一部又は全部の支給が制限される場合があります。

※平成15年4月1日において該当した日から5年を経過した場合には、正当な理由があるときを除き認定の請求ができません。

【特別児童扶養手当】
精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している方に支給されます。

2級 月額33,800円	1級 月額50,750円
身体障害者手帳 概ね3級程度 療育手帳 概ねB級程度	身体障害者手帳 概ね1・2級程度 療育手帳 概ね④・A級程度
※手帳の交付を受けていない程度でも、上記と同程度であれば手当を請求できます	

請求者及び同居の家族等の所得により手当の全部が支給停止になる場合があります。

※現在、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定を受けている方は、支給要件等の確認のため、8月1日現在の状況について、8月中に現況届を提出していただきます。

■乳幼児健康相談について
(健康福祉課)

町では「子どもが健やかに生まれ育つ町」を目指して、年4

回乳幼児健康相談を実施しています。育児や予防接種等についてお気軽にご相談ください。

- 日時 8月20日(水)
- 受付 午前9時40分から10時まで
- 場所 保健センター
- 内容 身体計測、子育て相談等
- お問い合わせ
保健センター ☎(84)1910

■ふれあいハート教室の開催
(健康福祉課)

こころの病を持つ方のためにダイケア(ふれあいハート教室)を開催しています。

病院に通院しながら家庭で過ごしている方、レクリエーションやスポーツなどを通じて仲間と楽しい時間を過ごしませんか。関心を持たれた方はお気軽にお問い合わせください。

- 日時 8月7日(木)・9月4日(木)・10月2日(木)
- 午前9時30分から11時まで
- 場所 保健センター
- お問い合わせ
保健センター ☎(84)1910

■チャイルドサークルの開催
(健康福祉課)

育児のことや悩み事等を気軽に話し合える仲間づくりを目的に、チャイルドサークルを開催しています。お友達といっしょにお気軽にご参加ください。

【「わくわく元気づくり」の開催】
(健康福祉課)
健康づくりとメタボリックシンドロームの解消のために、みなさんも参加してみませんか。健康運動指導士の指導により、無理なく継続できる運動などをを行います。

12月3日(水)・9日(火)・17日(水)
○募集人員 50名
○お申し込み 8月29日(金)までに保健センターへお申し込みください。
○お問い合わせ
保健センター ☎(84)1910

■父と子のよい歯のコンクール及び高齢者よい歯のコンクール
(健康福祉課)
県歯科医師会では、県民の生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを目指した「8020・6424運動」の一環として、父子及び高齢者のよい歯のコンクールの参加者の募集を行います。

○対象者
○父と子 平成20年4月1日現在で満3歳から6歳(就学前)のお子さんとその父親
○高齢者 昭和3年3月31日以前の生まれで(80歳以上)、自分の歯を20本以上お持ちの方(治療されていても結構です)
○応募期限 8月29日(金)
○お問い合わせ・お申し込み
茨城県歯科医師会
☎029-252-2561